

緊急事態宣言発令に伴う当院の健診業務継続について

本日発令されました緊急事態宣言に伴い、当院の健診業務についてご報告いたします。今回の政府からの要請項目において、健康診断業務は自粛要請には含まれておりません。当健康管理センターでは下記、感染対策を徹底し健診業務を継続してまいります。

受診環境の確保に対する取り組み

- ・受診人数を制限して健診を実施いたします。
- ・肺機能検査については、感染防止の観点から当面の間、検査を中止させていただきます。
- ・受診者間のソーシャルディスタンスが保たれるよう着席のご案内をいたします。一部の椅子を撤去しております。
- ・受診者様および、健診職員はマスクの着用を原則とします。
- ・入館時には手指消毒、非接触型の体温計による検温、体調についてお伺いいたします。
- ・室内の換気は定期的に窓やドアを開けるなどして館内の換気に取り組みます。
- ・適宜、手指消毒ができるよう、各所に消毒液を設置します。
- ・受診者様と職員が対面で接する機会のある場所にはビニールカーテンを設置いたします。
- ・検査室および、各種検査機器については使用ごとの消毒を行います。
- ・ロッカールームやトイレ、ドアノブ、手すり、といった不特定多数の方が触れる機会の多い箇所については定期的にアルコール消毒液や、次亜塩素酸ナトリウム消毒液によって清拭することで環境衛生に努めます。
- ・接触感染防止の観点から、当面の間、雑誌は撤去いたします。
- ・サービスにて提供させていただいております昼食につきましては、中止させていただきます。

職員が感染源とならないための取り組み

- ・職員は出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認める場合、出勤を停止いたします。また、センターのみに止まらず病院全職員が毎朝の体温を確認・記録し、体調管理に努めております。
- ・全職員がマスクを着用いたします。検査によって一部の職員はフェイスシールドを着用させていただきます。
- ・職員は出勤時に手指消毒や手洗いを徹底し、勤務中も適宜、手指消毒や手洗いを励行致します。
- ・職員の休憩室、ロッカールームの定期的な換気、什器などの定期的な消毒をおこなうことで、職員間での感染がおこらないように努めます。
- ・万が一、職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、保健所等の指示に従い、直ちに万全な対策を講じます。

受診者様が感染源とならないための取り組み

- ・健康診断実施前14日間の健康観察票の記入。
- ・入館時に体温チェックをさせていただきます。
(8時30分前入館は出来ません)
- ・受診中の手洗いや手指消毒にご協力をお願いいたします。
- ・マスクをご持参の上、必ず着用をお願いいたします。

森下記念病院
健康管理センター
問い合わせ:042-742-5222